

第6 新・旧指数の接続

1 新・旧指数の接続方法

各指数系列について時系列比較が可能となるように、新・旧指数を接続する。
平成17年基準指数への旧基準指数の接続は、以下のように行う。

(1) 新・旧指数の接続

新・旧指数の接続は、地域及び総合、類、品目ごとに、各基準年を100とする指数を次の基準年に当たる年の年平均指数で除することにより行う。したがって、平成17年基準以前の各基準年を100とする指数については、その後の基準改定の度に、このような接続を繰り返すことが必要になる。接続の度に四捨五入を行うと誤差が大きくなることから、平成17年を100とした指数になるまで四捨五入せずに計算し、最後の段階で四捨五入を行う。表章は原則として有効桁数3桁とするが、指数が100以上の場合には小数第1位までとする。

例) 123.4 12.3 1.23 0.123

実際の計算では、平成17年基準指数との接続に使用する年平均指数の逆数をすべて乗じたリンク係数を作成し、旧基準年の指数を除して接続する。

例) 平成2年基準指数を平成17年基準指数に接続する場合

$$\begin{aligned} \text{平成17年基準} \\ \text{接続指数} &= \text{平成2年基準指数} \times \frac{100}{\text{平成2年基準の平成7年平均指数}} \\ &\quad \times \frac{100}{\text{平成7年基準の平成12年平均指数}} \\ &\quad \times \frac{100}{\text{平成12年基準の平成17年平均指数}} \end{aligned}$$

旧基準における新基準年の年平均指数の逆数をすべて乗じて、次のようにリンク係数を求め、

$$\text{リンク係数} = \frac{\text{平成2年基準の平成7年平均指数}}{100} \times \frac{\text{平成7年基準の平成12年平均指数}}{100} \times \frac{\text{平成12年基準の平成17年平均指数}}{100}$$

このリンク係数を用いて、次のように、平成2年基準指数を平成17年基準指数に接続する。

$$\text{平成17年基準接続指数} = \text{平成2年基準指数} \div \text{リンク係数}$$

(2) 平成17年基準で変更する品目などの接続

接続は原則として平成17年基準の類及び品目のうち平成12年基準と品目（類）符号が同一のものについて行う²⁰。

2 接続指数を作成する範囲

接続指数を作成する範囲は、以下のとおりとする。

(1) 基本分類指数

ア 全国及び東京都区部については、以下の指数を作成する。

総合， 生鮮食品を除く総合， 食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合	年平均，年度平均，半期平均，四半期平均， 月別（昭和45年～）
持家の帰属家賃を除く総合	年平均，年度平均（昭和22年～） 半期平均，四半期平均（昭和45年～） 月別（昭和21年8月～）
10大費目	年平均，年度平均（昭和30年～） 半期平均，四半期平均，月別（昭和45年～）
中分類（別掲項目含む）， 小分類	年平均，年度平均（昭和30年～） 月別（昭和45年～）
品目	年平均（昭和30年～） 年度平均，月別（昭和45年～）

注）昭和37年以前の全国指数は、全都市（現行の人口5万以上の市）の指数。

昭和55年基準指数作成の際、5大費目から10大費目への組換えを行っている。

なお、特別な場合を除き、追加された基準以前への遡及は行わない。

イ 都市階級（8区分）、地方・大都市圏（14区分）、都道府県庁所在市（東京都区部を除く）・川崎市及び北九州市（48区分）²¹については、「総合」、「持家の帰属家賃を除く総合」、10大費目及び中分類（別掲項目含む）の、年平均、年度平均及び月別指数（昭和45年～）を作成する。

(2) 財・サービス分類指数

全国及び東京都区部について、年平均（昭和30年～）、年度平均（昭和40年～）及び月別（昭和45年～）の指数を作成する。

(3) 世帯属性別指数

全国について、以下の中分類指数を作成する。

・勤労者世帯年間収入五分位階級別及び標準世帯指数……………年平均（平成2年～）

²⁰ 平成17年基準の「カメラ」は、平成12年基準の「カメラ」と品目符号及び銘柄が異なるが、他の品目と同様に接続することとする。このほか、平成17年基準の「放送受信料（NHK・ケーブル以外）」には平成12年基準の「放送受信料（NHK以外）」を、平成17年基準の「介護料」には平成12年基準の「通所介護料」を対応させる。

²¹ 昭和50年基準から沖縄地方及び那覇市を含む。

(4) 品目特性格別指数

全国について、以下の指数を作成する。

- ・ 基礎的・選択的支出項目別指数……………年平均(昭和55年～)
- ・ 品目の年間購入頻度階級別指数……………年平均(昭和55年～)

(5) 総世帯指数

全国について、年平均(平成12年～)の指数を作成する。

(6) その他の指数

ア 戦前基準指数

東京都区部について、5大費目(総合、持家の帰属家賃を除く総合、食料、住居、持家の帰属家賃を除く住居、光熱、被服、雑費)の年平均及び月別の戦前基準指数²²を作成する。

戦前基準指数は、最初に、現行の品目別価格指数を基に5大費目の月別指数を算出し、次にその指数に戦前基準のための換算率を乗じることにより算出する。

年平均指数は、5大費目の月別指数を単純平均した後、換算率を乗じる。

イ 平成12年基準換算全国・東京都区部中分類指数

平成12年を基準年とする他の経済指標との関連等利用上の便を図るため、平成12年基準の平成17年平均指数値に平成17年基準指数を乗じて求めた平成12年基準換算全国・東京都区部中分類指数を、平成19年1月から平成23年7月まで作成する。

3 接続指数利用上の注意

(1) 上位類と下位類の関係

接続指数は、地域及び総合、類、品目の各系列について独立に接続を行うため、接続された指数値においては、同じ年あるいは同じ月の指数であっても、上位類と下位類の整合性がない場合²³がある。

(2) 変化率の取扱い

前月比、前年同月比、前年比及び前年度比等の変化率については、各基準年の公表値とし、接続指数による再計算を行わない²⁴。基準年の前年比、前年度比及び1月の前月比、1～12月の前年同月比は、旧基準における指数値によって計算されたものとする。したがって、変化率は接続指数で計算したものとは必ずしも一致しない。

なお、基準年の指数及び前月比、基準年の翌年の指数、前月比及び前年同月比は、新基準への切替え後に、新基準の値に改定する。

²² 戦前基準指数は、昭和9～11年を基準としている。詳細は「消費者物価指数基準改定資料集成」参照。

²³ 下位の類・品目指数をウエイトで加重平均しても、当該上位類の指数に一致しない場合や、各下位類の指数が当該上位類よりも高い場合などがある。

²⁴ 分類の組替えを行った場合は再計算する。